

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、ニチレキ株式会社、東亜道路工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：黒川ひとみ

課長補佐：芳賀 忠光

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
ニチレキ株式会社	東京都千代田区九段北4-3-29
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7-3-7

2 指名停止措置期間

令和元年8月19日から令和元年9月18日まで(1か月)

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

令和元年6月20日、ニチレキ株式会社及び東亜道路工業株式会社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為(舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意)を行っていたことが、公正取引委員会の公表により明らかとなった。

5 指名停止措置理由

本件は、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第5号に該当する。

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反) 5 当該部局の管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準について」7. 別表2関係(抜粋)

(4) 別表2第5号から第7号まで及び第12号アの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度がなかったと想定した場合の期間の最大2分の1の期間まで短縮できるものとする。